平成２９年（フ）第６１７号
宮城県多賀城市桜木２丁目２番７号
債務者　加藤　　良
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８４３号
仙台市太白区郡山５丁目10番18号　郡山寿荘７
債務者　米田　美沙
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７５号
福島県いわき市中央台高久４丁目８番地の４
債務者　根本　真理
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第２８５号
茨城県水戸市西原３丁目３番52号　プレミール西原Ａ棟201号、前住所茨城県水戸市酒門町3026番地の１　市営酒門町東原住宅３棟１Ｆ３号
債務者　江沼　光生
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３４３号
茨城県水戸市米沢町336番地の３
債務者　伊藤　晃司
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３５９号
茨城県桜川市明日香４丁目41番地　ナカタコーポ１－Ａ
債務者　深谷　一一
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２０３号
茨城県稲敷郡阿見町大字鈴木２番地167　サンガーデン椚Ｂ202
債務者　松浦　耀亮
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２１４号
茨城県土浦市都和３丁目１番６－４号
債務者　菅原　恭子
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２１６号
茨城県つくば市みどりの中央39番地３　パストラルヘイム201号、前住所茨城県つくばみらい市谷井田2047番地２　Ｃａｓａ　Ｓｅｒｅｎｏ　Ｉ－102
債務者　古山　愛実（旧姓菊池・鷲生）
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１０６号
千葉県木更津市文京５丁目２番２号　メゾンＫ
債務者　佐久間さゆり
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１０９号
千葉県木更津市永井作２丁目４番13号
債務者　納部亜希子
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１９号
岐阜県加茂郡川辺町中川辺1406番地１　メゾン・ド・グランドール105号室、前住所岐阜県加茂郡川辺町西栃井414番地１　大谷ハイツ110号室
債務者　小川　淳一
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第２１９号
三重県津市上浜町４丁目12番地２　佐藤アパート２Ｆ２号室
債務者　別府　清子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３０２号
滋賀県高島市今津町日置前379番地　Ｂ３－６号
債務者　熊谷　　智
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３１７号
滋賀県草津市笠山１丁目８番35－110号　リバティヒルズ405
債務者　徳永　國治
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３２９号
滋賀県栗東市大橋１丁目８番32号
債務者　谷　みち代
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　大津地方裁判所民事部